

●**香川県議会議員補欠選挙観音寺市選挙区選挙長告示第3号**

令和4年8月28日執行の香川県議会議員補欠選挙につき、観音寺市選挙区においては、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第100条第4項の規定により、投票を行わないこととなった。

令和4年8月19日

香川県議会議員補欠選挙観音寺市選挙区選挙長 土 田 貞 志